

# 障害者差別解消法と 合理的配慮

特別支援室

# 障害者差別解消法と文部科学省の方針

2016年4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

(障害者差別解消法)の施行

2017年3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」

2021年6月 「障害者差別解消法の改正法」成立

2023年4月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会」設置

2023年12月 私立大学・短期大学・高等専門学校を含む関係事業者へ

「文科省事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
対応指針(改正)」の告示

2024年3月 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第三次まとめ)」

2024年4月 障害者差別解消法(改正)の施行

## 障害者差別解消法(改正)

→ 私立大学等における合理的配慮に提供の義務化

	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮の 提供
国	義務	義務
地方公共団体 (公立大学)	義務	義務
国立大学	義務	義務
事業者 (私立大学)	義務	努力義務 → <b>義務 (2024年～)</b>

\* 近年の障害のある学生の増加や法律の改正により、  
これまで以上に障害学生への修学支援体制の整備が  
急務となっている

文科省資料(2023)「高等教育段階での障害のある学生支援について」参照

# 合理的配慮の理解

## ・障害者の権利に関する条約 第2条(国連)

「合理的配慮 reasonable accommodation」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な**変更及び調整**であって、特定の場において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は**過度の負担を課さないもの**をいう。

## \*教育分野における合理的配慮

### 障害者の権利に関する条約 第24条(教育)

「教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度(インクルーシブ教育)等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」とされている。

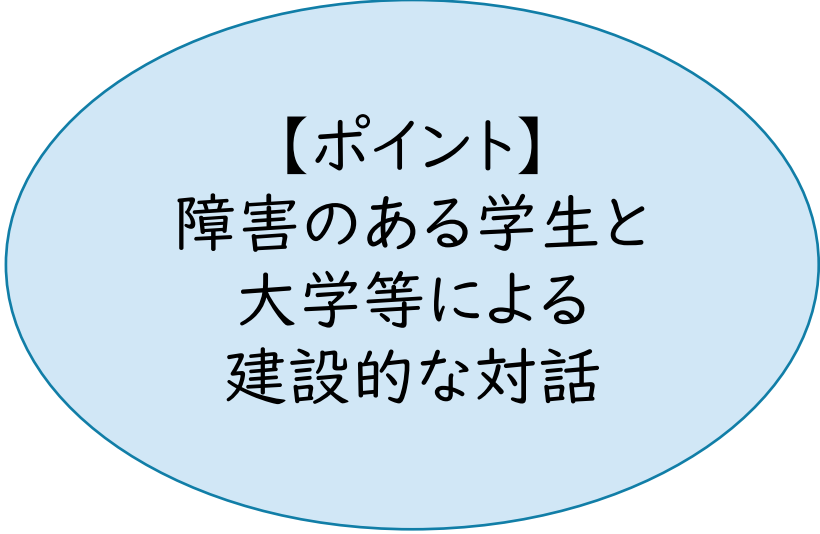
→ 社会的障壁を除去するための手段

→ すべての学生が平等で、質の高い教育を受けるため必要な「調整及び変更」

- ・合理的配慮の構成要素

→原則として、障害学生本人から意思の表明（申し出）があった場合に、合理的配慮を行う。

- ・個々のニーズ
- ・社会的障壁の除去
- ・意向尊重
- ・非過重負担
- ・本来業務付随
- ・機会平等
- ・本質変更不可



【ポイント】  
障害のある学生と  
大学等による  
建設的な対話

## Q.アドボカシースキルって何ですか？

A.

- ・合理的配慮のポイントのひとつは、「学生本人の権利主張から配慮提供が始まる」ことであります。
- ・障害のある学生本人の意向を正確に把握し、合理的配慮の提供に結びつけるためには、学生自身が適切に意思表示できるよう工夫することが必要であります。
- ・また、自身に必要な支援の利用の仕方について学ぶことも重要です。



- ・大学で支援を受けながら「権利主張の練習」を行い、少しずつセルフアドボカシー・スキルを身につけていくことは、社会人として自立するためにもとても大事なことです。
- ・支援室は、障害のある学生が自分自身の最善の利益につながる自己決定ができるよう、必要な情報を一緒に整理していくお手伝いをする場所です。

## Q.合理的配慮申請後、なぜモニタリングは必要ですか？

A.

- ・入学時における合理的配慮の申請の段階では、学生は、大学等の設備や授業形態を十分に理解しているわけではありません。
- ・学修内容や環境の変化に伴い求められる能力や対応力が変わることもあります。
- ・障害の進行等により、入学時には想定していなかった新たな社会的障壁が発生する場合があります。また、入学時に合理的配慮の申請を行わなかった学生が、途中新たに申請することも考えられます。



- ・提供した支援についてのモニタリングを行い、必要がある場合には内容の調整を行います。
- ・学生との建設的対話を継続して行い、より適切な合理的配慮に結びつけます。
- ・障害のある学生が相談しやすい環境の整備に努めます。

Q. 合理的配慮に対し合意形成に至らなかった場合の相談窓口はどこですか。

A.

・学内：ハラスメント委員会等

・学外：

みんなの人権110番-全国共通人権相談ダイヤル 0570-003-110

つなぐ窓口 0120-262-701

文部科学省高等教育部

法務所法務部

自治体(障害者福祉課・福祉事務所、精神保健福祉センター、障害者差別解消支援地域協議会、発達障害者支援センターなど)